

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〇奈良県行政組織規則の一部を改正する規則 一

規則

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第十三号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二奈良県自動車税事務所の項備考の欄を次のように改める。

奈良県自動車税事務所
自動車税第二課の位置
は、大和郡山市額田部
北町とする。

附則

この規則は、平成十六年十月十二日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。